

# 平成30年度機構・定員について（主要事項）

平成29年12月

## 1. 組織改正

### ①文化庁の機能強化

改正された文化芸術基本法及び文化庁の京都への移転を見据えた機能強化を図るための体制整備（部制を廃止するとともに、京都移転を見据えた次長、各省との連携推進を担う課、観光・まちづくりと連携した文化資源の活用を担う課、文化創造を担う参事官の新設等）

### ②総合教育政策局の新設

学校教育と社会教育の縦割りを克服し、より横断的・総合的なビジョンに基づく教育行政を戦略的に展開するための体制整備（教育人材の養成・採用・研修を一体的に担う課の新設等）

### ③文教施設企画・防災部の新設

学校等の文教施設に係る災害への対応を強化するための体制整備（自然災害に対応する参事官の新設等）

### ④サイバーセキュリティ・政策立案過程総括審議官等の新設

省全体の EBPM 推進を担う室の新設を含め、エビデンスに基づく政策立案・実施の推進機能の強化

### ⑤研究開発調査戦略室長の新設（科学技術・学術政策局）

科学技術イノベーションに関する情報収集・分析・政策立案機能の強化 等

※組織名はいずれも仮称

## 2. 定員

### （1）平成30年度における増員数と減員数

- 増員数 34人（うち3人は時限付き定員）
- 減員数 ▲26人（参考：平成30年度末定員2,124人）

### （2）主な内容

#### ①教育再生の実行

- ・ 障害者の学習支援推進体制の強化に伴う増 (生涯学習政策局)
- ・ 児童生徒のいじめ・自殺等の指導体制の整備に伴う増 (初等中等教育局)
- ・ 国立大学法人の財務基盤強化に関する体制強化に伴う増 (高等教育局)

#### ②科学技術イノベーションに適した環境創出

- ・ 科学技術情報分析機能強化に向けた適切な組織体制の整備に伴う増 (科学技術・学術政策局)
- ・ 人工知能等次世代基盤技術に係る研究開発の推進に必要な実施体制の整備に伴う増 (研究振興局)
- ・ 原子力施設の廃止措置体制の強化に伴う増 (研究開発局)

#### ③スポーツ立国の実現

- ・ 大学スポーツの振興の推進に必要な実施体制の整備に伴う増 (スポーツ庁)

#### ④文化芸術立国の実現

- ・ 新しい文化芸術創造活動の創出に伴う増 (文化庁)
- ・ 文化芸術による共生社会構築への対応に伴う増 (文化庁)
- ・ 文化財（記念物、建造物等）の適切な保存体制の強化に伴う増 (文化庁)

#### ⑤復興・防災の推進

- ・ 原子力損害賠償の適切な実施体制の時限延長 (研究開発局)

# 文化政策の総合的な推進のための機能強化

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進(新・文化庁)に向けた機能強化を図る。

現行

定員231人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長・文化財鑑査官

長官官房

地域文化創生本部 (H29.4より京都に設置)

政策課

著作権課

国際課

文化部

芸術文化課

国語課

宗務課

文化財部

伝統文化課

美術学芸課

記念物課

参事官 (建造物担当)

部制廃止による機動的対応

省内業務(博物館・芸術教育)の移管

分野別タテ割りから機能重視へ

官(他府省)・民・学・芸で文化政策を総合推進

地域文化創生本部の充実

平成30年10月以降

定員253人

長官・次長・次長・審議官・審議官・文化財鑑査官

地域文化創生本部

政策課

企画調整課

参事官(芸術文化担当)

文化経済・国際課

文化資源活用課

参事官(文化創造担当)

文化財第一課

文化財第二課

著作権課

国語課

宗務課

※名称はすべて仮称。

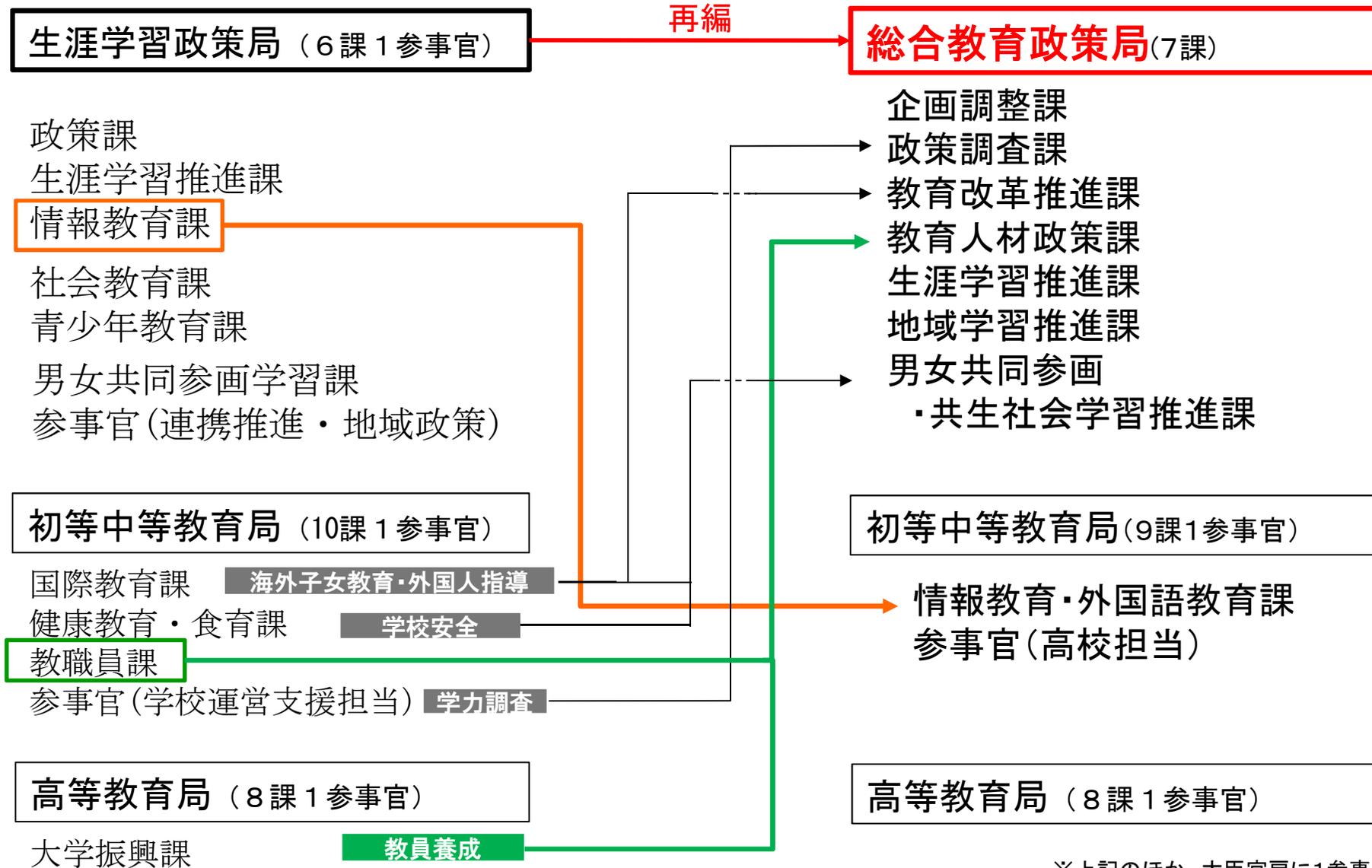
※下線の組織については本格移転時(遅くとも平成33年度)に京都

# 総合的な教育改革を推進するための機能強化

※名称はすべて仮称。総合教育政策局に係る主要な再編のみを表示。

【現行】

【平成30年10月以降】



※上記のほか、大臣官房に1参事官置く